令和7年度

安全衛生教育促進運動

ストップ STOP 労働災害

労働災害防止のために不可欠な安全衛生教育、とりわけ労働安全衛生法に基づく教育等を促進するため、中央労働災害防止協会（中災防）が主唱し、厚生労働省の後援のもと、全国的な安全衛生関係団体が一体となって展開している運動です。

2026年
2月1日
▸4月30日

＼義務です！／

- 雇入れ時教育
- 職長等教育
- 技能講習
- 特別教育

など

※労働安全衛生法により

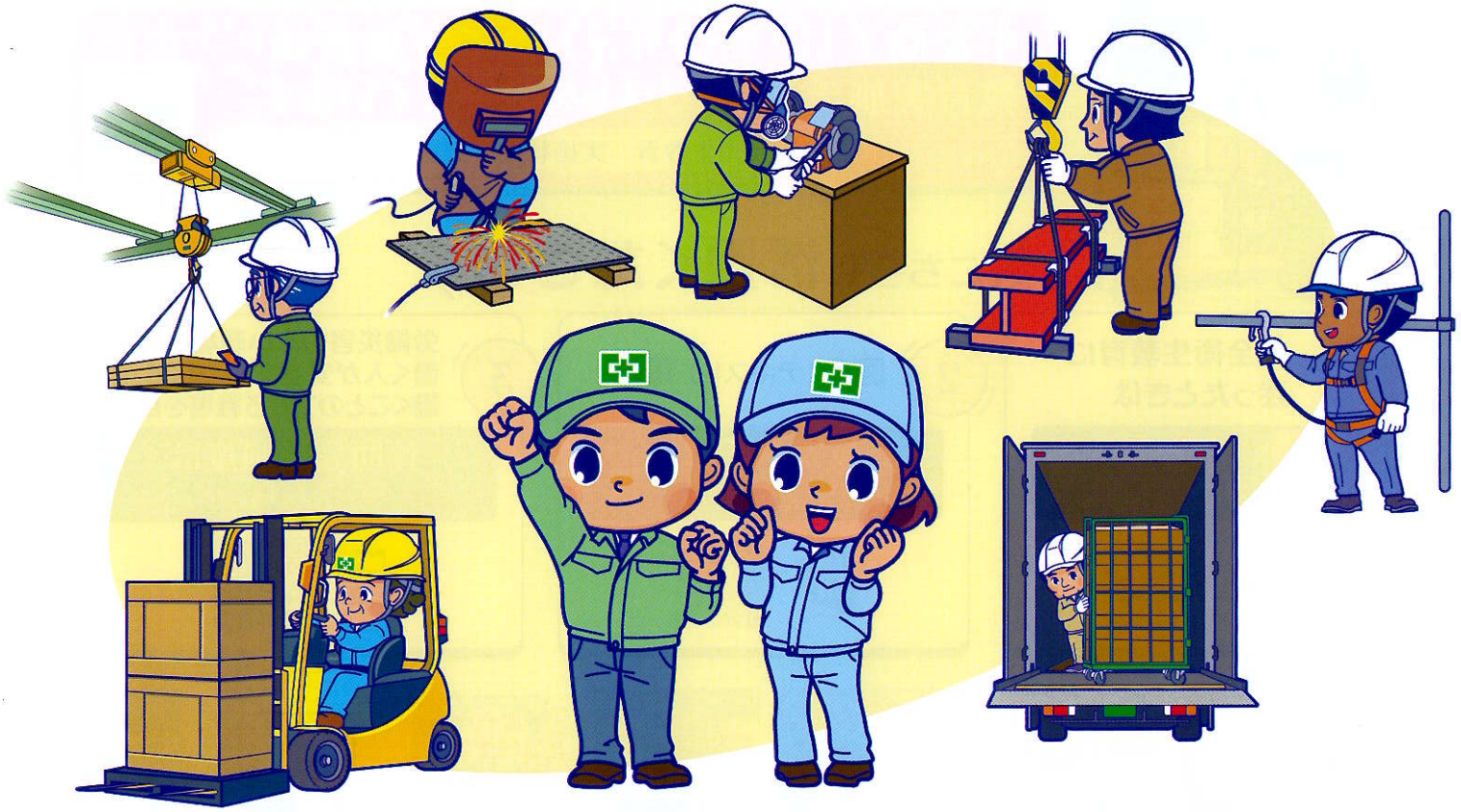

正しい知識で職場を安全・健康に！

中災防では、特設サイトにて実施要領・教育実施状況チェックリストを公開しています。

特設サイトはこちら　安全衛生教育促進運動　で　検索

全ての働く人々に安全・健康を ～Safe Work , Safe Life ～

JISHA 中災防

中央労働災害防止協会（中災防）

〒108-0014 東京都港区芝5-35-2

【TEL】03-3452-6449【E-mail】koho@jisha.or.jp

お問い合わせは
総務部 広報課まで

主 唱　中央労働災害防止協会　　後 援　厚生労働省

労働災害を防止するためには…

雇入れ時教育、職長等教育、作業内容変更時教育、技能講習、特別教育等を徹底するとともに、安全推進者、化学物質管理者、産業保健スタッフ、管理職などに対する安全衛生教育、情報機器作業従事者・管理者に対する労働衛生教育、職長等を含めた安全衛生業務従事者に対する能力向上教育などを推進することが大変重要となります。
年度初めは、新入社員、作業内容が変更となる者、新たに危険有害業務に従事する者など教育・研修の対象者が増えることを踏まえ、事業場に必要な教育・研修について改めて確認し、早い時期から計画的に準備を進めて着実に実施しましょう。

令和７年度
安全衛生教育促進運動
実施要領

＼安全衛生法により義務付けられている安全衛生教育／

雇入れ時教育

職長教育

各種安全衛生教育　一覧▶

特別教育を必要とする危険有害業務一覧
- アーク溶接
- テールゲートリフター操作
- 電気自動車等の整備 など

免許・技能講習等が必要な業務
- クレーン等の運転
- 玉掛けの業務
- ボイラーの取扱い など

作業主任者の選任が必要な業務一覧
- 特定化学物質作業主任者
- 有機溶剤作業主任者
- 石綿作業主任者 など

努力義務とされている教育

NEW高年齢労働者に対する教育（R8.4～）
- 職長・安全衛生責任者等に対する再教育

中災防では、特設サイトにて実施要領・教育実施チェックリストを公開しています。

安全衛生教育　実施状況　簡易チェックリスト▶

＼こちらも活用ください／

1 安全衛生教育に迷ったときは

相談無料　安全衛生相談窓口へ

2 図書（テキスト）・用品

販売サイトはこちら

3 労働災害のない職場、働く人が安全で安心して働くことのできる職場を目指す

賛助会員制度はこちら

テキスト

ポスター

ワッペン

のぼり

2026年2月　化学物質管理強調月間

ースローガン「慣れた頃こそ再確認　化学物質の扱い方」ー

職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を広く一般に図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることを目的とした月間です。　主唱　厚生労働省　中央労働災害防止協会